

配偶者となつておりまして、どつちかと申しますと、年齢等によつて外形的な標準で扶養親族を認定する方法で参つたのでございまして、今度の所得税法は年齢の差は設けないことにいたしましたのであります。そうして、いさくも所得が一萬二千元以下であれば、ある所得者から扶養を受けておる事実がある以上、すべて親族である限りにおきましては、所得税法の扶養親族に該当する者として控除することにいたしましたのであります。その結果、今までは十九歳以上の学生等がおる場合におきましては、全然控除を受けなかつたのであります。が、今後は控除できることに相なるのであります。極端に申しますと一時仕事がないために相当な成年者があつた所得者に寄食しておるとか、ぶらぶら遊んでおる場合でも、それが所得がなく、ある所得者から扶養を受けておる場合におきましては、当然これが控除の対象になつて行きます。もう一つは地方の農業とか商工業で、家族労働者として家業を手伝つておる成年男女、こういう場合におきましては、それれんぐよりは一萬二千元の扶養控除を受けることになつたわけでありまして、かような点から申しますと、その範囲の点においても相当拡張になつたのでございまして、ただこの所得の一萬二千元以下に限定したことでございまして、これは前会の川島委員の御質問に對してしばしばお答えいたしておきましたように、今度は原則として所得は合算しないで、分離課税を行うようになつたのであります。従いまして分離課税を受けましたら、基礎控除の二萬五千元をみな受けることになるのであります。それと累進税率等の関係も総

合して課税される場合に比べますと、よほど負担が緩和されるわけでありまして、そういう方々はそれれんぐ分離して負担がきまるということになりますので、一定以上の所得がある場合におきましては、扶養家族としての控除をする必要はないということに相なつたわけでありまして、ただ純然たる資産所得の場合におきましては、これはやはり法律上合算いたしますので、配当所得、利子所得、不動産所得等の資産所得がある場合におきまして合算されていく。こういう場合におきましては、その種の所得が一萬二千元以上ありまして、扶養家族として控除するということにいたしましたのでございまして、以上申し上げました点が扶養親族の控除等の改正のおもな点でございまして、従来の所得税法に比べますと相当重要な改正であり、かつ私どもとしましては、大きな合理化が行われたものと確信いたしておる次第でございまして、**○三宅(則)委員** 今主税局長から詳細な扶養親族に関するお話がありました。が、勤労控除に對しまして、収入金額が二十万円までの金額といたしましては百分の十五となつております。また退職所得につきましても、収入金額の百分の十五を控除すると言つております。が、もう少し控除した方がよろしいかと思ひますが、その辺の構想を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 勤労控除を何パーセントに定めるかということ、これは実は二つの観点からお考へ願ふ必要があるかと思ひます。一つは、純粹の勤労所得は他の所得に比べまして租税力が高いという見地が一つ、もう一つ給与所得等につきましても、ほかの事業所得等と違ひまして、経費的な控除を全然しておりません。實際上全然ないかと申しますと、たとへば通勤費等は必要経費と言へば言えないことではないのであります。が、これらの経費は實際上見るとなかなか困難であります。と、また金額がさほど大きくないという意味におきまして、所得の計算上そのような経費の控除をいたしません。事業所得等の場合におきましては、それれんぐみな経費等も控除いたすわけでありまして、そういう控除をしてないわけでありまして、主としてその二つの点から申しまして、勤労所得の控除を従来の税法もいたしておりました。また各国の税法もアメリカの所得税法を除きますと、大体やはり勤労控除を認めておるのでございまして、アメリカの所得税法におきましては、御承知の通り現在も勤労控除はございせん。そのほか人の控除は各人ごとに、あるいは扶養親族につきましても、すべて本人と同額の人的控除を行つておるのでございまして、勤労所得の控除はないのでございまして、わが国の税法におきましては、従来は二割五分の勤労控除を認めていたものでございまして、この際を以て一割に圧縮したかどうかという意見であります。シャープ勧告におきまして一割に圧縮する理由は、これは相當大きな理由があるものでありまして、一つは事業所得者との負担の比較なのであります。先般もここでどなたからか御質問がございしましたが、事業所得の場合には、御承知の通り自分の自家労働の部分が相当入つておることと申し上げるまでもないのでござい

ます。農業所得の場合でございまして、例の家庭生産費を計算してみますと、やはり農業所得の六割ないし七割くらいが、自家労働に相當する部分といつたような計算を農林省でやつておるのは、御承知の通りでございまして、小さい營業者の場合におきましても、同様に自分が働いた部分の所得がその事業所得の中に入つて、その純粹の賃金に相當するよう所得と、その他の企業利潤的なもの、場合により資本利子的なものも入りまして、それが事業所得に相なるわけにございまして、そのような次第でございまして、勤労所得について相當大幅な控除をいたすということになりますと、少額の事業所得につきましても、やはり同様に勤労所得の控除を認めたらどうかという議論がございまして、この委員会におきましても各委員からお話の通りでございまして、従いましてシャープ博士はこのような考へ方です。と申します。これは、純粹の所得給与につきまして二割五分の控除を認めれば、少額の事業所得等につきましても、一割五分くらい勤労控除を認めたらどうかという考へであります。御承知の通り今の所得税の納税者のほとんど九〇%といふものが、勤労所得者か少額事業所得者であります。ほとんど全部の納税者について、ある人については二割五分の控除を認める、他の人については一割五分の控除を認めるということになつて参りますと、その差の一〇%だけ残しまして、あとは基礎控除税率等で調整をはかるのと結局同じではないか。むしろその方が技術的にも簡単でよいのではないかと。残るのは不動産所得者と配当利益者と事業所得者との若

干の負担のバランスの問題であります。が、今日におきましては、實際問題として、ほとんどそれれんぐ大きく言うに値しない。むしろその点は控除をなるべく必要のある限度にとどめて、簡單化をはかつたらどうかと思ひます。さういふ見地から考へまして、結局一割だけ給与所得の控除として残すという見地に立つてゐるわけにございまして、その点私どもはいろいろ考へておるのでございまして、それにいたしまして、従来二割五分の控除を認めておりましたのを、一割に圧縮するということは、勤労者の租税の負担に及ぼす影響がいかに大きいので、政府といたしましては、一割五分の控除が妥當ではないかと考へた次第でございまして、それと一つ一つの点は、事業所得は捕獲がなかなか困難であり、給与所得は源泉課税であるから、捕獲が簡単であるということが實際問題としてあるかどうかと思ひますが、この問題は理論上いたしましては、あくまでも所得税法によつて早く正しく把握されなければならぬのであります。従いましてそういう点は理論上の根拠にはならぬと思ひます。ただ實際問題としてはそういう点もございまして、勤労所得の控除をきめる場合におきましては、そういう点もあわせ考へて、實際上妥當な控除率をきめようということ考へたのであります。さういふ意味合いからいたしまして、さしあたり一五%程度の勤労控除を認めるのが妥當ではないかと、われわれとしては考へておる次第でございまして、**○三宅(則)委員** 退職所得に對するお話はなかつたのでございまして、その

点について承りたいと思います。

また特別控除につきましては、昨日も小山委員から御質問がありまして、大抵了承いたしました。扶養親族である不具者に対しては、一万二千円より少し額を高めた方が穩健ではないかと私は考えておるのであります。この点について承りたいと思うのであります。

○平田政府委員 退職所得は大体給与所得の延長とも称すべきものでありまして、性質が給与所得と同じでございますから、これはシャープ勧告にはないのでございますが、特に一割五分の控除を設ける意味で法律案の作成をしたのでございます。

それから不具者につきましては特別に控除するわけであります。不具者が所得者の場合におきましては二万五千円の基礎控除が別にできるのでございます。二万五千円の基礎控除を受けるたほかに、一万二千円の控除をする不具者がある所得者の扶養親族に該当する場合におきましては、その不具者の所得が一万二千円以下である場合におきましては、その不具者は一面におきましては、扶養親族の一萬二千円の控除を受けるとともに、そのほかにさらに一万二千円の控除を受けることになるのであります。さような点を考えますと、扶養控除の金額一万二千円が低いかどうかというところは、若干御議論がございましょうが、この際としてはこの程度が妥当ではなからうか。将来相当所得税からの歳入を減らすことができないという場合になりましたならば、扶養親族の控除の額とあわせまして考究してみたいと考えております。

○三宅(則)委員 今主税局長は大部分御

同情ある御答弁でありましたが、将来不具者の税につきましても、一段と御同情を賜りたいと考えております。昨日も小山委員から御質問がありましたが、震災、風水害、火災、盗難等によりまして損失があり、所得の十分の一以上を超過した場合は十萬円以下を控除する、こういうふうにしたらどうかと考えておるのであります。金額が相当あります場合、ほとんど全所得のうち過半数が損失になるような場合は、たいへんに影響があると思いますので、これに對しましての方策を承りたい。

○平田政府委員 医療費につきましては最高十萬円の制限があるのでございますが、これは療養費をする費用を全部所得から引きますのは、いかがあるという意味におきまして、十萬円の限界を設けておるのでございます。災害による損失につきましては、限界を設けておりません。これはいくらか多くても、その損は控除するわけでありまして、その年限で引き切れなかつた場合には、さらに五年間にわたります控除するのでございます。ただ普通所得の一割を越える部分の金額に限るのでございますが、この金額がいくら多くても、上の方の制限はございせん。年限も五箇年間は繰越し控除を認めるわけでございます。

○三宅(則)委員 その場合のことをお伺いするわけであります。私はこの算定基準をどこに置るか、これが問題になつて来ると思う。たとえて申しますと、風水害におきましては、あるいは町村とかあるいは地方事務所等であるかもしれませんが、盗難の品物の損等につきましても、やはり村長であ

りますとか、町長でありますとか、あらゆる行政機関の長が証明することにしたいと思いますので、証明の方法等につきまして、今構想を持つておられまして承りたいと思います。

○平田政府委員 今私ちよつと間違つたことを申し上げましたので修正しておきます。個人の損失の控除は三年でございまして、三年間は繰越し控除を認めます。これは普通の營業の損なうかと思ひまして、原因がはつきりいたしてありますから、青色申告書を提出することを必要としません。青色申告を必要としない普通の納税者の場合におきましては、その年及び爾後三年間繰越し控除を認めるわけでござい

ます。もう一つ、認定の方法であります。これは實際問題として、昨日小山委員もお話になりましたように、なか／＼むずかしいところがあるので、やはり災害の発生しましたときに、役所といひましてはなるべく詳しい調べをするのが第一であらうと思ひます。それから第二といひましては、やはり個々の納税者からなるべく詳しい材料をとりまして、その材料に基きまして査定することに相ならうかと思ひます。定するに相ならうかと思ひます。関係市町村その他公共的な団体の資料は、有力な材料として使つたらどうかと考へるわけでございまして、非常に大きな納税者の場合におきましては個別的に調査して適正を期する。それはほどこでない中小の納税者の場合におきましては、やはり実行上ある一定の基準等を設けまして、それによつて評価額を査定するといつたような方法をとらざるを得ない場合もあるかと思

ひます。実績によりましてできる限り適正を期するべく努力いたしたいと思ひます。

○三宅(則)委員 医療に關しましては先ほどもお話があり、もちろんこれは健康保険等とも関連があるわけでありまして、これに對しましては、町の医師の証明書でありますとか、病院に入院いたしました場合の受取書であるとか、いろいろ計算の基準があると思ひます。かりに何人おりまして、やはり最高十萬円でお切りになる御予定でございまして、それをもう一ぺん承りたい。

○平田政府委員 医療費につきましては、当該医師の証明等を添付せしめるつもりであります。額につきましては、これはやはり所得税の基礎控除なり家族控除その他に制限がありまして同じように、普通一般の人ができないような非常に高価な治療をした場合にその分を所得税から差引くことは、一般の所得税の重畳にいかかと思ひます。十萬円程度に制限をしたのであります。常識上この辺が妥当ではないかと考へておるわけであります。

○三宅(則)委員 次に伺ひたいのは税率の引下げの点であります。五萬円以下の金額でも百分の二十とつておりますが、これは百分の十五とかあるいは十というふうには、多少免税するといふ意味合いにおいて、税率を下げられた方がよろしかうと思ひます。この構想を承りたい。また現段階におきましては、およそ十五萬円以上もしくは二十萬円以上の方々は、この改正案によりまして前とかわり少い、こういうことを言われておるので、主税局長といたしましてのこれに

對する御感想を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 五萬円以下百分の二十であります。この五萬円以下と申しますのは課税所得五萬円以下でありまして、結局基礎控除をし、勤労控除をし、扶養控除をした後の所得額が五萬円でありまして、従ひまして、二〇%の税率は一見高いようにも考えられますが、それだけ引いた残りの所得に對しまして二〇%でございますから、累進税率といひましては、比較的なだらかに上つて行くことに相なります。従ひまして今度の改正によりまして、少額所得者の場合は相當な軽減に相なつていと思ひます。お配りしました要綱をごらん願へばわかるのでござい

ますが、給与所得者も事業所得者も、少額の場合におきましては、現在の税額に比べまして相當低くなつております。また課税される場合におきましても、税の軽減割合は相當多額に上つております。税率としてはこの辺のところ妥當ではないかと考へます。

○委員長退席、島村委員長代理着席

○三宅(則)委員 今税の要綱を承りまして大体了承いたしましたのであります。私の聞かんといたしますところ、二十萬円以上三十萬円見当の人々はさほどかわつてはいないといふことが言われてゐるので、そのことにつきましても一度御答弁を賜りたい。

○平田政府委員 今は五萬円以下のことをお答えいたしましたのであります。さういふ少し上の二十萬円前後のところになります。結果において大体御趣旨のようになつております。その辺のところになります。基礎控除の引上げと家族控除の引上げによる影響

が比較的少い。税率はあまり下つておりません。従いまして全体としての負担の減り方が比較的少い。しかしながら、少い人におきましても、家族の多い人の場合は、扶養親族の控除の影響を受けまして負担が相当低くなり、家族の少ない年額二、三十万円程度の人は税率があまり下つておりませんから、お話の通り負担の減り方が比較的少いということになっております。現在のお予算で二千五百億円程度の収入を期待しておるわけでありまして、所得税から相当多額の収入を期待するということになりますと、勢いその程度の所得者につきましても、ある程度の負担をしていただかなければ出て来ない。この辺の税率を下げますと、歳入面におきまして全体としての財政需要を満たすことになりまして、今回はこういう税率にしておるわけでありまして、将来財政上さらに一層の減税が許されることになりすれば、この辺の税率ももう少し合理化するかどうか大いに検討いたしてみたい、かように考えております。

○三宅(則)委員 今主税局長は、二十万ないし三十万程度につきましては、税金を納める一番の中核体である、こういうふうにお話になつたと承するわけでありまして、さて五十万を越えます金額、これはいわゆる高所得者でありまして、この高所得者に対しては、この高所得者に対する税の割合等がわかりますれば、この際お示し願えればけっこうだと思ひます。

○平田政府委員 今回の所得税法におきましては、五十万円を越える場合は五十五の税率というふうにきめたのであります。これは先般も大臣からお話

がありましたが、一つは所得税としましてあまり高率になりましますと、結局まじめな納税意欲を阻害しまして、正しい課税がなかくむずかしいという点と、それからもう一つは、この辺の所得自体にあまり高率な課税をしますと、やはり事業意欲と申しますか、そういうところにも重大な影響がある。そういう意味で五五%にとどめたのであります。ただその一面におきまして、地方住民税が課税になるのであります。住民税が約二割程度課税になりますと、六六%の税金になります。それと高所得の中で財産所得につきましては、これは別に富裕税がかかりまして、これが相当な負担になるものであります。基本としましては、ある人が所得を生んだ場合におきまして、その所得自体が相当多いからというて、それに対してあまり高率な課税をするのはいかであるか、むしろその所得が蓄積されて、財産の形で個人に帰属しまして、その財産から相当の所得がある場合におきましては、その所得に対してはやはり負担公平の原理に即しまして、相当高率な課税をしたらどうかというのが今度の富裕税の考え方でありまして、富裕税は最高千分の三十であります。ところがこれは元本たる財産額にかかりますので、これは収益に引直して計算しますと相当の負担になります。たとえば元本に對しまして所得が一割あると考へますと、千分の三十の富裕税は、所得に對しましては百分の三十の負担になるわけでありまして、従いましてほんとうの金持の所得には、百分の三十の富裕税とそれから所得税の五十五を加へまして、やはり八十五という負担になるのであります。

す。従いましてほんとうの高額財産所得者、これは一番負担能力のある、最も負担すべきものであります。こういう人々につきましては、所得税と富裕税を通じて負担の公平化をはかる。この点に關しては、やはり相当高い累進率がかかることをお忘れないうちにお願いしたいのであります。もちろん所得に對する利回りが一割以下になりますれば、もつと高い課税になるわけでありまして、反對に財産に對する収益率が一割よりも多い場合におきましては、それよりも低い負担率になるわけでありまして、このように高所得者に對しましては、所得税と二本建てで行くというところに、今度の大きな一つの改正点があるのであります。現在アメリカ、イギリスにはかような富裕税はございません。ドイツにはございますが、ドイツの財産税は非營に低くて、千分の七十五パーセントになつております。それに比べますと、今回の日本の富裕税は相当高率であります。

それからもう一つそれに関連して注目すべき点は、やはり相続税の形で非常に高度な累進課税を行おうという点であります。結局所得税だけで累進税率の負担を考へないで、所得税と富裕税と相続税と三つを通じて、直接税の中に含まれる負担力のある課税をしようというの、今度のシャープ勧告の相当大きな特色と稱すべき点であります。従いましてこの相続税は最高五千万円を越える場合におきましては、九〇%という高い税率になつております。従いまして資産者につきましては、私は今度の税制は相当高度の累進税率を採用しているということ、これは確かに言ひ得ると考へるのであります。所得税の最高税率を五五%にしたというところだけを引きまして批判すべきでなく、税制全体を通じて御批判願ひたいと思つております。

○三宅(則)委員 私は今承りましてよく了承いたしました。ただ今までの税制から考へますと、総合課税が非常に悪いということでありまして、今回の改正によりまして、総合課税はなくなつたものと考へておりますが、要綱に於いてみますと、一部分はなお残つておるようにも考へられるのであります。が、全所得者に対して、同居親族等が、全所得者に対して、勤労所得等に対しては総合課税はしない、こういう方針であります。承りたいと思ひます。

○平田政府委員 総合課税とおつしやるのは合算課税の意味だろと思ひますが、合算課税につきましては、たびたび申し上げておりますように、原則としていたさないものであります。ただ利子所得と配当所得と不動産所得、この純然たる財産所得であること、それから配偶者、未成年の子供さん、この二つを要件にいたしまして、その場合には合算をする。それから扶養親族として控除の申請をして来た人に所得がある場合におきましては、これは合算する。分離して課税を受ければもろ合算しない。この二つの点を例外として、合算するわけでありまして、あつた場合は一切合算させやう。従いまして、おやじさんが商売をやつていて事業所得がある、むすこさんがどこかに勤めておるという場合において、おやじさんの収入とむすこさんの給料は合算しないで、分離課税をするわけでありまして、おやじさんむすこさんとも同方勤めておるという場合も、同様に合算しないのであります。要するにそういう配当所得と利子所得と不動産所得、こういう資産所得がある場合と、しかもその相互の関係が配偶者であるか、あるいは未成年の子とお父さんという関係にあるか、そういう場合に限るわけでありまして、ただ後者の場合につきましては、孫さんとおじいさんと一緒に住んでおるという場合にはやはり合算するのであります。が、非常に例外的な場合に限つておるということでありまして、

○三宅(則)委員 今度の税法の改正によつて合算税が廃止になるということであります。が、今御説明になりました通り、一部分利子とか配当とかにつきましては総合課税ですが、あとはやらぬということに賛成であります。

次に私の心配いたしますことは、損益繰りもどしの点であります。この要綱にも書いてありますが、損益を繰り戻して、一時所得があらましても、また欠損のあつた場合等におきましては三年間認めるということであります。繰りもどしにつきましては、相当技術的にも内容的にもこれを検討してみることがあると思ひますが、その辺の構想を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 ある年に損失が発生して、しかもその損失をほかの所得と差し引いてなお欠損であるという場合を、所得税法は純損失と稱しております。この純損失が生じた場合におきましては、爾後三年間控除を認めるわけでありまして、前には一年間だけしかのほつてその純損失を引きまして、そ

○三宅(勲)委員 純損失を核計いたしますわけですが、青色申告のときはもちろんでありまして、青色申告でなくとも風水害等には引くわけでありまして、これに対して納税者の方では、なるべく平均を出してやりたいというような構想を持つ人もあろうかと思ひますが、これに対して当局はどう考えておりますか、承りたいと思ひます。

○平田政府委員　繰りもどしを認めましたのは相当異例でございますので、これは原則として青色申告書を提出した者に限ることにいたしております。災害等による損は、むしろその年あるあるいは爾後三年間に差引くということにいたしております。従いましてこの手続は相当異例でございますので、手続をいいたしてもいろいろ法律に詳細に規定してあるのであります。その手続に従つてやつた場合におきましての繰りもどし控除を認めることに相なるわけであります。

○三定(則)委員 私の一番心配いたしておるのは変動所得、いわゆる水産業とか、原稿の収入とか、作曲とか、著作権等々によりますこの変動所得の平均課税ということにつきましては、私はなるべく妥当性を帯びたいと思ひます、これについてひとつ主税局長から明細な御説明を承つて、しかる後にもう一度お伺ひいたしたいと思ひます。

○平田政府委員　変動所得の平均課税に關しましては、所得税法の十四條にその詳細を規定しておるのであります。これは何をまず変動所得とするかという問題であります。が、十四條に規定しておりますように、漁業から生ずる所得、原稿及び著作、作曲の報酬、著作權の使用料による所得、それから退職所得、山林所得、譲渡所得、これらの所得を變動所得といたしまして、その所得についてだけ平均課税を認めるわけであります。しこうしてこれの所得がほかの所得に比べてわずかである場合におきましては、平均ししても負担關係にあまり大差はございませんので、ほかの所得、普通所得に對しま

だけ平均課税を認めるのであります。しかもその場合においては、納税者に自分で申告の際に選択していただくかなければならないというふうにいたしております。この選択を怠りますと普通の通りの課税をする。従いまして納税者は自分は年々原稿料の所得がかわらないという場合には、選りまして選択しない。しかしある年は多くあり、ある年は少くあるだろうという場合におきましては、当然平均課税の方法を選択しては、

ていた。だくということになると思ひます。そういたしましたして、五箇年間に平均課税があるわけであります。従つてある変動所得がありました場合、まずその変動所得の金額を五で割りますして、五分の一だけをその年のほかの所得と総合いたしましたして税金を算定するわけであります。そうして出て来た税額を五分の一だけ合算して積算します。

額といふことに相なるわけでありまして、その税額の分は、ずつと五箇年間事後変動所得の平均課税を行うことによつて、過不足を調整して行くといふことに相なるのであります。この計算は具体的には、大分むずかしいことがありますが、今計算いたしておりますので、それをこらんだだけはおわかりになると思ひますから、それによつて

○三宅(則)委員 それでは大臣も見え
ましたから、この次の機会に詳しく質
問するのことにいたしましたして、私の質問
を打切りたいと考えます。

○島村委員長代理 ただいま本多國務
大臣が御出席になりましたので、本多
國務大臣に対する質疑を許すことにい
いたします。北沢直吉君。

○北澤委員 今度の税制改革によりま
すと、中央地方を通じて負担の公
平をはかるといふ点が、大きく出てお
るわけですが、結局税を納める

税も、地方の税も同じにかかるのでありま
す。従つて結局課税の公平を期す
るということになりますと、国税、地
方税両方合せて公平を期するというこ
とが必要であります。が、そういう意味
におきましてこの委員会において、今
は国税の方を主として審議しておりま
すが、地方税とにらみ合せて負担の公

国税以上に地方税におきましては、まづたく根本的な改革でございますので、その審議に非常に時間を要しますことと、さらに司令部方面との折衝に時間を要しておる次第でございます。ただいまのところ政府におきましても、大體においては成案を得ておるのでございますが、ただ画期的の大改革であり、税負担に非常な変動もある改革のことでありますから、多少の変動が懸念

はやむを得ないところではありますけれども、少しでもこれを円滑に実施できるようにと考えまして、この点につきまして司令部に政府の意のあるところを訴へ、折衝をいたしておるのであります。その点と申しますのは、府県税における附加価値税の標準税率、これをいま少し緩和すべきではないかという点、いま一つは市町村民税であり、また、市町村民税の中の均等割所得について、これをもう少し標準税率を下げるべきではないかという点であります。さらに、いま一つは市町村税の

中の固定資産税についてですが、この
固定資産税は実はほかの税と違いまし
て、附加価値税にしても、市町村民税
にいたしまして、標準税率であります
が、固定資産税に限りまして、二十
五年度に限り一定倍率の税率をもつて
実施する。この点はシャープ博士も勧
告しておりますし、その線を進みたい

この税の実施にあつても円滑にこれを遂行することもできるし、また納得せしめることもできるというような点から、徴税の見込額においては確信があるからということで、折衝を今いたしておるわけでございます。こうした点につきまして何回となく折衝を続けましたけれども、了解を得るに至りませんで今日に至つておるのであります。本日あたり最後の折衝で向うの

意見が出ることに存じます。その司令部側の最後の意見を確めました上で、政府として案を決定してその上で、実はさらに法文としての承認を今度は求めなければならぬ。そういう日数を勘案いたしますと、本日から案としてまとまる前の、司令部との折衝の最後の段階であるといったしても、やはり七百条に上る法文の英訳のすべての審査を向うでしてもらうことになつておりますから、十日間ぐらいはかかるのではないだろうかと思つております。これはお話の通り中央と地方を

通じての一貫した税制の改革でありまして、国税の税制のみが改革せられて、このとき地方の税制が改正できないうちということになりますと、まことにこれは不均衡なものになるおそれもありますし、また国税において減税されるこの機会に地方税を改正して、そのために一部税が高くなる納税者もあり

ますけれども、その人も国税の減少されたものとこれを勘案いたしますと、それほどの増税にはならないという、実に改正するならばこの機会であると思ひますので、ぜひこの機会に改正をいたさなければならぬと思つております。政府といたしましてはシャウプ氏の勧告を全面的に受入れることになつておりますので、最後のな——本日もしくは明日、私は本日も向うからの通知を待機してある次第でございますが、その結果によつてそれを最後として、ただいまのような順序に運びたいと考えております。

○北澤委員 たいだいまお話のように今回の税制改革の基本方針として、地方自治を強化助長するために地方財政を強化する。そういう目的をもつて地方税の根本的改革を今回実施するという方針で、政府は行つておられるのでありますが、申すまでもなく日本におきまする民主政治というものを徹底するためには、この民主政治の基本である地方自治の達成ということが最も大事であります。従いまして地方自治体の財政を強化するということが、地方自治の達成には最も有効な方法であると思つております。そういう意味におきまして、今回の税制改革において、この地方財政の強化をはかるという点に着目されましたことにつきましては、まことに時宜を得たものと思つておりますけれども、私の心配いたしますことは、あまり早急に財政の面だけにおいて地方分権、地方に権限をまかせ過ぎて、実際上それを実施する場合においていろいろ不便が生じはしないか、こういう点を私は心配するわけでありまして、御承知のように

日本の地方制度は、明治時代に大体ドイツの例をならいまして、日本に地方制度をしいたのであります。従いまして米英と違つて日本の地方政治というものは、いわゆる中央集権の色彩が非常に濃厚である。従つて権限をなるべく中央政府に取つておいて、地方に対する権限の委譲というものが非常に少かつた。そういうわけで今日に至りましても、この地方自治というものがなかなかうまく行かない。それを今回シャウプさんが来られまして、まず財政の面から地方の自治を達成し、さらに別の方面にもこの地方自治を及ぼすという考えであると思つてありますけれども、とにかく明治以来の日本の伝統から申しまして中央集権が非常に強かつた。何をやるにも東京まで持つて来なければ仕事はまともにならぬ。この間も私は横須賀のアメリカの海軍司令官といふ／＼話したのでありますけれども、実際日本という国は中央集権だ。つまりこれまでも結局東京に持つて来なければ仕事はまともにならぬ。こういうことでは仕事の能率に關係するんだ。この点から申す日本は直さなければならぬといふことを言つておつたのであります。まことにその通りであります。そういうわけでありまして、これまでの日本の伝統から申しまして急に地方分権と申しますか、地方にあまりに権限を与へても、地方の自治体においてこれを受入れるだけの能力がないといふふうなことを、私は心配するわけでありまして、特に今回地方税におきましては世界に例のない附加価値税とかあるいはまた固定資産税とか、これはずいぶん高い、新しい税を設けるわけでありまして、こういう附

加価値税とかあるいは固定資産税を実施する場合におきまして、地方自治体においてはたしてこれを十分に実施する能力があるかどうか。あるいは能力があるといふにしても、そのために相当人的その他の面において、地方自治体の徴税機構の整備をはかるというふうなことまで必要と思つてあります。でありますので、私はもちろんこの地方自治の達成のために財政の面において地方分権はいいのであります。が、やはり財政以外の面においてもなるべく地方分権の思想を持つて行つて、そして地方自治の達成をはかる。財政の面その他の面と並行して地方自治の強化をはかることが必要であると思つてあります。地方の実態を見ますと、町村においてはなかなか地方自治がうまくまゐられていない。相かわらずボスがおられて、このボスの力によつて市町村の手で行われておる、こういう実情であります。でもし今度附加価値税とかあるいは固定資産税を実施して、しかも相当税率が高い、こういう場合におきまして、結局市町村とそれからその納税者との間にボスが介入いたしました。地方における税制の実行にあたりましては、いろいろの支障が起ります。か。今日の地方の実情から申しまして、相当高い税率の固定資産税とかあるいは附加価値税を課する場合におきましては、私はいろいろの支障が起りませぬかといふことを私は心配するわけでありまして、従来も市町村の戸数割等におきましては、あるいは市町村会議員とかいふような者がいろいろやりまして、どうも必ずしも公平に、戸数割負担は同じでないといふようなこと

を聞くのであります。私は今日の日本の地方の実情を基礎として考えますと、あまりにこの際急激に財政面だけにおいて地方分権を実施して、そして大抵に地方の市町村等に権限を委譲するといふことにつきましては、相当慎重にしなければならぬと思つてあります。この点に對する本多國務大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 今回の地方税の改革は、行政事務におきましては現状のまま財源を与えるといふことになつておりますので、これによつて特に地方に事務が委譲されるということにはなつておらないのであります。但し今日まで政府から直接交付しておりました補助金三百五十種類くらいに上ると、シャウプ氏の調査によりますと出ておりますが、この補助金の大部分を平衡交付金に統合いたしました。三十種類ばかり例外的なものは残つておるかと思ひますけれども、大体においてはこれに統合されたのでございます。こうしてことになりました關係から、今日まで政府の補助金政策でやつていた行政事務が、國家の要請に沿うように一本の平衡交付金で交付を受けた財政の中で、自治体はたして遂行するかいなかといふ点におきましては監督を要する点だらうと思ひます。この点につきましては平衡交付金法の中に、それ／＼政府の要請する程度の施設、運営をしなければならぬことを監督として、また一回交付した平衡交付金も返還を命ずることができるといふような規定も残つております。この点が大きな相違でありますけれども、これは一万二千にも上る市町村という自治体が、三百五十種類にも上る補助金につ

なかつていたこの複雑な状態は、どうしてもこうした方法で自治体自体の仕事というふうな切りに行つて行くことはやむを得ないことだらうと、シャウプ氏の勧告に共鳴をいたしておる次第でございます。こうした点におきましては、そこに政府が直接一つ／＼の補助金のかつて来ますけれども、それ／＼主管大臣が注意をいたしまして、ただい申し上げました通り妥當でないものについては是正する権限を持つて行く。それでやつて行くつもりでございます。さらに今回の地方税は、附加価値税のよう新しい課税標準を設けることになつておりますために、たいへんむずかしい複雑な税制であるかのごとく感ぜられるのでありますけれども、これは國の實質的課税の所得の調査など比較いたしますと、附加価値の外形をとらえるだけでありまして、それれぞれ税務署等に提出せられた決算書の中から拾ひ上げます。きわめて簡単に出来るのでございます。熱心いたしましたならば、それほどむずかしい税法ではない。最も簡単にできるべき税法であると思つております。ことに固定資産税のごときは、その市町村内の固定資産でありまして、それ／＼台帳に上つておるものを集計して行く。それ以外の償却固定資産にいたしましては、考課法等にみだり出て来るのを、いずれも税務署から通知をしてもいいまして、そしてそれに基いて課して行くのでありますから、これも一年で完全なる台帳ができないうちでも、とにかく一年、二年と固まればかりで、くずれることのない税法でありまして、まことに簡単であると思つて

なかつていたこの複雑な状態は、どうしてもこうした方法で自治体自体の仕事というふうな切りに行つて行くことはやむを得ないことだらうと、シャウプ氏の勧告に共鳴をいたしておる次第でございます。こうした点におきましては、そこに政府が直接一つ／＼の補助金のかつて来ますけれども、それ／＼主管大臣が注意をいたしまして、ただい申し上げました通り妥當でないものについては是正する権限を持つて行く。それでやつて行くつもりでございます。さらに今回の地方税は、附加価値税のよう新しい課税標準を設けることになつておりますために、たいへんむずかしい複雑な税制であるかのごとく感ぜられるのでありますけれども、これは國の實質的課税の所得の調査など比較いたしますと、附加価値の外形をとらえるだけでありまして、それれぞれ税務署等に提出せられた決算書の中から拾ひ上げます。きわめて簡単に出来るのでございます。熱心いたしましたならば、それほどむずかしい税法ではない。最も簡単にできるべき税法であると思つております。ことに固定資産税のごときは、その市町村内の固定資産でありまして、それ／＼台帳に上つておるものを集計して行く。それ以外の償却固定資産にいたしましては、考課法等にみだり出て来るのを、いずれも税務署から通知をしてもいいまして、そしてそれに基いて課して行くのでありますから、これも一年で完全なる台帳ができないうちでも、とにかく一年、二年と固まればかりで、くずれることのない税法でありまして、まことに簡単であると思つて

ウブ氏の勧告に基きまして、地方行政調査委員会議であらわして御研究を願つておるのでございまして、その結論を得た上で、政府としても方針を決定したいと考えているのでございまして、具体的な問題には、今日政府として方針がきまつておりませんので、触れかねる点は御了承願いたいと思ひます。

○北澤委員 今度の税制改革によりますと、国税の方は相当に減税になつてゐる。ところが地方税の方は相当程度

引上げになる、こういうわけでありま
すが、申すまでもなく国税の徴税機関
であるところの税務署の徴税能力と、
地方税の徴税機関である市町村の徴
税機構との間には、どうもやはり税務署のほう
が専門でありますから相当まざつて
おる。そこで専門の税務署の扱う方
の税は安くして、ふなれな市町村の
徴税機構の方の税は上げるということに
なりますと、そこにいろいろな支障も
起りはせぬか、こういふふうに思つて
ゐるのであります。特に日本の地方の
現状から申しますと、地方税を急激に上

ける。先づと申して「地方の財政」の
いろ／＼な支障が起りはせぬか。国税
の減税の程度をもう少し少くして、地
方税の引上げをもう少し減らす。も
少し中央が徴税するのを多くして、地
方の負担を下けた方がいいのじやない
か。そうしてだん／＼地方の能力が
すにつれまして、ジャウブ勧告の線
沿うて地方に財政の自由を与える。今
すぐやらずにやつたらどうか。たと
て申しますと、今度の税制改革の線
りもう少し所得税を上げて、それだ
平衡交付金をふやして、地方の固定

産税なりあるいは附加価値税をもつと下げたらどうか、こういうふうな考えを持つのでありますが、これに對して大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○本多國務大臣 シヤウブ氏の報告によりますと、現状のままの行政事務を府県市町村が処理して行くにつきまして、一千億の財源不足である。これを与えてやらなければならぬ。これは税において、あるいは平衡交付金において、災害の復旧費において、いろいろな面でその起債等も含んでの報告であります。今日の地方団体は税としてその財源を得ようとしても、税法のわくに縛られて税をとることができなかつた。そのためにやむを得ず寄付等の手段によつて、法律によらないで金を集めて糊塗して来たというふうな実情もありまして、これは今後自治制というものを発達せしめる上におきましては、シヤウブの報告の線はまつたては、適當な見方であると考えておるのでございます。今回の税法は地方にわくは与えるのでありますけれども、そのわくの一ぱいをとるか、それともそれよりも下をとるかということは、法律上強制はしないのであります。今までのわくがないために寄付等で糊塗したものを、合法的にしかも均衡のとれた制度のもとに、金をそれ以上集めることができるということになりますから、これは一歩改善であると考えております。さらに府県市町村の徴税能力という点から考へて、漸進的に進むべきではないかというお話であります。これはこつともであると思ひますが、これは今回の税法の実施にあつては、さいぜんも申し上げました通り、ほとんど大部分が国税のために

税務署の調査した資料がもととなつて、課税される建前になつておりますので、これは緊密なる連絡のもとに行つて行くのであります。しかし大體方向をいたしましては、私どもはさらに中央において減税し、地方において徴税機構の強化あるいは地方自治制の発達に度合いに応じて、さらにこれは地方重点になつて行くものではないかと考へております。今回の程度のこととは処理できると考へておりますので、たゞいまお話を承りました。だん／＼にというその第一段階、かように考へておる次第であります。

○北澤委員 ただいまの大臣のお話によりまして大體了承いたしました。もう一点伺ひたいのは、先ほど申しましたように、税の負担の公平をはかる場合におきましては、国税と地方税と両方合せて、その負担の公平をはかることが必要だと思ひます。そこでお尋ねしたいのは、中央におきましては総合所得税をかける、これに對しては総合所得税の補完税として附加価値税あるいは固定資産税というものがあつたわけでありまして、この附加価値税といふのは、もとの營業税と取引高税を合せたやうなもので、一つの収益税である。それから固定資産税も一つの財産の収益税である。こう考へる場合におきまして、これは營業所得には少し重過ぎはせぬか。勤務所得につきましては、御承知のやうに一五%の勤務控除がある。これによつて事業所得と勤務所得の間のバランスをとつておる。ところが事業所得については、さらに地方において附加価値税と固定資産税といふものがかかる。農

業所得につきましては、大體固定資産

税だけだろふと思ひますが、特に營業所得につきましては、土地家屋のみならず、今度は減価償却のできる事業用の資産、たとえば工場、機械といふものに附加価値税、固定資産税がかかることになりまして、私の見るところでは、營業所得については、農業所得あるいは勤務所得に比べて少しよけいにかかりはせぬか。戦前に日本に營業税のあつた時代には、營業用の土地に對する地租は、二重課税にならぬやうに、營業税から差引くというやうなことがあつたのであります。今度の案によりまして、營業所得につきましては、もちろん附加価値税がかかり、營業用資産、土地家屋、機械、工場について固定資産税がかかることになりまして、營業所得に相當重くかかりはせぬか。特に營業の中で、たとえば鉄道とかあるいは船会社あるいは倉庫会社、そういうふうな会社に對する資産の中で大部分が固定資産に占められておる——私の聞くとこによりまして、たとえば倉庫会社などは資産のうち八〇%が固定資産である。あるいは鉄道会社などはやはり七〇%ないし八〇%が固定資産である。あるいは船会社なども固定資産の占める部分が相當大きい。こういう鉄道業とか倉庫業とかあるいは海運業のやうなものにつきましては、相當高い固定資産税がかかつて来る。今度の案によりまして、事業用の資産に對する固定資産税は、全体の固定資産税の中で大體三分の一を占めておる、こういうふうに見ておる人もあつておる。そういうふうに見ておる人もあつておる。そのうち、事業用の固定資産をたくさん持つておるところの營業者、会社の負担といふものは、ほかになつて少し重過ぎはせぬか

といふ点を考へるのであります。この点につきまして、大臣と主税局長のお考えをお伺ひしたいと思ひます。

○本多國務大臣 まつたく中央地方を通じての税制の根本的改革でありまして、個々の納税者にとつては負担の變動があるのをごさいますけれども、この機会にこれを一貫して行ひます。総合的にそこに負担の計算をすることができるとありまして、中央の国税の面におきまして廃止になる取引高税あるいは軽減されます法人税、その他の軽減される面と、地方税として増税される面とを総合的に計算したてみますと、そうはなほ少し増加する納税者はないやうに考へられております。もちろん納税者の負担に變更を來して、不均衡を是正しようという税制改革でありますから、相當の變更があることはやむを得ないのであります。ただいまのところではそう極端なものはないやうに考へております。ただ旧地方税と今度の地方税とを地方税のみをとりますと、あるいは十倍あるいはそれ以上のものが出て来るかもしれないけれども、中央の減税と総合いたしますと、それほど極端に出るものはないやうに考へております。

この附加価値税は従来の事業税に見合うものであります。従来の事業税であります。市町村の中に相當規模の企業をやつておりましたも、所得がないと事業税はとれないというこになつております。この点について附加価値税はそこで創造された附加価値に對して、實質的な純益の有無にかかわらず課税するといふ点に相違があるの

でありまして、この点につきましてはお話の通り、昔の売上高課税をやりました外形課税標準の營業税、これに似た面があります。しかし昔の營業税は総売上金額に何回もかけて行くのであります。附加価値税はその場所において、その事業において創造された附加価値のみを對象としたしますから、その点においてどちらかと言ひますと所得に近いもの、少し實質を含むものといふものになるものであります。ですから實質と外形との中間的なものといふことになりまして、自治体の財政の基礎を強化するために、その自治体内において附加された価値をとらえて課税標準とするといふことは、まことに適當なものではないかと考へております。

固定資産税等につきまして、ただいま御指摘のありましたやうな、設備に非常な大規模を要するやうなものは、それ／＼固定資産税といふものがやはり相當な金額になるものであります。が、そうした点につきましては中央と総合して計算してみますと、今回の法人税等の軽減、取引高税、あるいはまた法人につきましては今日までかかつておりました住民税といふものも、均等割だけになります。これは個人の方の營業税といふものが、これは個人の方のなくなるのであります。が、こうしたものがなくなる。それを総合してみますと、そう極端な面は出て来ないものと考へております。なおひとつ十分調査したいと思ひます。

○平田政府委員 直接税の負担は、なかなか中央地方を通じて考へなければならぬことは、御承知の通りであらうと思ひます。ただ附加価値税につ

ましては、その性質をいかようなものと見るかという問題は、これはむしろ今後の理論上の研究にまかされた方がよいのではないかと私も思つておりますが、考え方といつたしましては従来の取引高税と申しますか、広い意味の売上げ課税の一種という性質を有するものと見て、むしろこれは原則として相手方に転嫁される可能性の多い税だと考えた方がよい、それとも納税者たる事業者の負担に帰するものと考へた方がよい、か等、いろいろ問題があるようにございまして、しかしながら事柄の性質は純益があるかないかを問わないで、一定の事業をやりますと、その事業から一定の附加価値が生れた場合におきましては、課税をするという性質のものでございまして、私どもとしましては相当商売をやる際に、附加価値が幾らかかるかということ、は、当然採算に入れて営業をやるということに相なるわけでありまして、どちらかと申しますと転嫁する可能性が、相当多いのではないかと、いろいろ考へておる次第であります。従いまして今お話のように大きな事業者等の場合におきまして、従来純益が非常に少かつたところは、附加価値税のために相当負担がふえるという関係もありませんが、そういう事業の場合におきましては、一面におきましては従来の取引高税がどうであつたか、あるいは運輸業等の場合におきましては通行税を廃止いたしましたか、廃止いたしました結果運賃をどうするかとか、そのような問題を一体として考へて、はたして妥当であるかどうかというのを御判断願つたらどうか、かやうに考へております。

それから固定資産税は、これは御質疑の通り一種の物的財産税と申すべきものでありまして、これは年々課税するものでございまして、もちろん大体におきましては収益力を基準にしまして、それに対して課税するということが言ひ得るかと思ひます。従いましてこの税率があまり高過ぎますと実質的に財産税になりまして、年々の課税としては不適當であるということになりますので、今提案されておりますように百分の一・七五あるいはせいゝ、最高三厘ということになつております。その程度になりますれば、大体年々の収益力に対する課税として考へるものとしまして、妥當ではなからうかというふうに考へております。従いましてこれは当然直接税として考へなければならぬと思ひます。ただここにおきまして地代家賃につきましても現在御承知の通り非常に嚴重な統制をいたしております。従いまして今のままでありますと地代家賃が実勢によつてきまつておる。従つて固定財産税を増徴しますと、勢い地代家賃として、固定財産税をかへて相手方に転嫁するというような関係にもなるかと思ひますが、その場合におきましては地代家賃は本来転嫁すべきであつたのであります。増徴の機会に転嫁させたのだと、こゝういふべきですかどうですか。その辺まだ理論上問題があるかと思ひますが、しかしこの方は所有者の負担に属するということになるのじやないかと思ひます。そのような点を考へまして、中央地方によりまして負担の関係を私どもいろいろ研究しておりますが、營業者につきましてもいろいろ計算してみま

すと、現在よりも普通一般の個人營業者の場合ですが、改正後において重くなるというのではないようございまして、一応私ども個人の營業所得は二十万円ぐらゐの平均ですが、二十万円の場合におきましては何しろ現在の事業税が相當高いものになつております。従いまして全体としまして計算いたしてみまして、所得税の減税、事業税の廃止と附加価値税の創設、それから取引高税の廃止、こゝいつたようなものをあわせ考へますと、相當下るやうに見受けられるのでございまして。一応計算してやつたところによりますと、現行で所得税、地租、家屋税、住民税、この五つの税で約七万八千円程度、これが改正案によりますと一応五万五千円程度に下がります。ただ従来取引高税が同じような事業の場合におきましては、そのほかに一万三千円ばかり納めていたのではなからうか。今回新たに附加価値税が一萬八千円程度負担することになりました。従つて附加価値税の一萬八千円を入れましたも六万九千円程度になるといふやうなわけでありまして、個人の一般の營業者の場合において、従来の税に比しまして相當下るのではなからうか。これに反しまして法人の場合は今計算がございまして、法人が、どちらかと申しますと純益の割合の附加価値が非常にふえた面が多いのであります。と申しますのは今まだ法人は投下資本に對比しますと非常に少い利益しか上げていない。従つて利益率が新しく附加価値税になりますと、人件費、資材、金利等も入つて来ますから相當課税標準がふえる。その関係で従来の事業税に比べますと、法人、ことに大企業の場合、附加価値税が

相當ふえて来る。これに反しまして今申しましたように個人の企業の場合、負担が従来の事業税に比べまして相當大幅に下るものだと思つております。そういう関係でございまして、法人の場合におきましては中には相當ふえる法人もあるかと思ひます。従つて先ほど本多國務大臣のお話のように、税率としましては得る限り低い合理的な税率をきめるのが妥當ではないかと、かやうに考へるのであります。

○北澤委員 附加価値税の性質につきましては、いろいろ理論的に議論があると思うのでありますが、ただいま主税局長のお話によりますと、要するに転嫁しよう、こゝういふ話であります。が、たとえば倉庫の場合あるいは船會社の場合、倉庫料というものはマル公できまつておる。船賃、保険料もきまつておる。そうなるとなかなか転嫁できない。それから日本の大きな貿易政策、輸出貿易を振興しようという点から申しますと、なるべく日本の輸出品のコストを下げるということが必要である。従つて輸出品の製造原価のほかに倉庫の保管料、あるいは日本の船で運ばせて船賃を安くすることが、日本が國際貿易において競争するときに非常にいいわけである。従つて転嫁できるとしても、私はこゝういふやうな倉庫料とか船賃とかいふものは上げない方がいい。上げると國際的には日本は競争に負ける。結局倉庫会社なり船會社がこれを負担するということになる。これはやはり直接税になつて来るのではないかと思ひますが、こゝういふ点からいいますと、ただいまお話の通り個人企業の場合には相當下るわけであ

ありますが、法人の營業者、船會社、倉庫会社、鐵道会社、こゝういふようなものにつきましては、どうもこれは相當負担がふえるのじやないかと思ひるのであります。

勤勞所得については、いろいろもう少し勤勞控除をふやした方がよいのじやないかという議論もありませんが、勤勞控除については、國稅の所得税については一割五分の控除がある。地方の住民税の場合にはやはり所得割について、所得税に準じて勤勞控除があると私は思ふのであります。こゝうすると勤勞控除の場合には國稅、地方税を含めて二重に控除を受ける。ほかの事業税の場合にはない。こゝういたしますと、むしろ勤勞所得の方が非常に待遇がいいのじやないか、こゝういふふうに考へますが、その点に對しまして主税局長はどう考へになつておりますか。

○平田政府委員 附加価値税と公定価格の関係でございまして、これはまだ最終的には決定いたしておりません。私どもの見解といたしましては、やはり企業が相當原価計算のフアクターにおきまして、合理的な經營をやりますと、原単位がすでに合理化されて計算されてゐる。それから操業能率等も相當よくなつてゐる。稼働率の低いのは計算してない。こゝういふ計算の場合におきましては、また當然公定価格の際にどの程度附加価値税がかかるかというやうなことはやはり入れて公定価格を算定すべきじやないかという、私どもとしましては見解を持つております。この辺はしかし公定価格全体をどうするかという問題は、他面におきまして、物価政策全体をどうするかとい

うことと関連して参りますので、政府
といたしましては全体を総合いたしま
して、やはり妥協な解決をはかりたい
と思ひます。極力倉庫料その他につき
ましてもなるべく低くしまして、国際
競争に耐え得るようにはするに当然
のことだと考えますので、それはそう
いうことといたしまして、しかし
やしくも公定価格があります以上、公
定価格はやはり税制等に対応して、合
理的にきめて行くべきものではなから
うか、かように考えております。

○北澤委員 大臣に対する質疑はこれ
で終ります。

○小山委員 大臣がちょうどお見えに
なりましたから、地方税のことでは
かねて承つておきたいと思つておりま
したことを、三點ばかり伺いたいと思
ひます。

一つは今度地方税が改正になりまし
て、その補完として地方平衡交付金
というものが交付されるのでございま
すが、御承知のように附加価値税を非
常によけい取れる府県においては、平
衡交付金を出さなくてもいい県が出て
来るのではないかと。そういうことにな
りますれば、従来の平衡交付金の各府
県に対する配分の率というものは、貧
弱な府県に対しては相当大幅に増加さ
れるように考えるのですが、その点は
どういうふうになつておりますよう
か。東京都とかあるいは神奈川県とか、
大阪とかいうような大都市を持つてお
るところの府県は、附加価値税が相当
入つて来まして、従来の予算以上の税
収があるであろうが、その余つたもの
は全部その他の貧弱な府県に、大幅に
増加されるおつもりでありますか。ま
ずそれについて伺ひたいと思います。

○本多國務大臣 結論といたしまし
て、お話の通りになると思ひます。そ
れは標準財政需要額と標準収入額との
差額を出しまして、そしてその標準
財政需要額に満たないところだけに、
平衡交付金を出すのであります。今
日予算に載つております金額を、そ
の町村の満たない額に按分することに
なりますから、財政需要額以上に収入
の多い町村が多ければ、それだけ不足
する町村に対する分は、按分によつて
増額されることになると思ひます。

○小山委員 ちよつと今のところあれ
なんです、全然地方平衡交付金が出
ない、つまりゼロの府県が相当出る見
込みではないのでありますか。

○本多國務大臣 実は資料を持つてお
りませんが、確かかなところはわかり
ませんが、相当出るつもりでございま
す。これは標準税率で計算いたしまし
て、相当出るつもりでおります。

○小山委員 それと関連しまして、地
方税の所得につきまして、相当なな
い仕事を府県がやることになりま
す、市町村にも税務員を置かなければ
ならないということになり、また地方
そのものが税務官吏を雇わなければな
らぬことになるのでしようが、この府
県あるいは市町村の税務官吏の増員、
そしてそれはどの程度地方財政上の
予算の増額になるかということ、計
算されておりますか。

○本多國務大臣 約六十億を要するだ
らうと思つております。

○小山委員 これで最後であります
が、附加価値税の中で、少し変ではな
いかと思ふのは、これは主税局長か
もしれませんが、一貫作業をしておる
ところの工業会社は、一貫作業をしな

いものに比べて、計算上税負担が相当
重くなりませんか。その点はどうい
うふうで考えておりますか。

○平田政府委員 その点がまさにシヤ
ウ博士が、附加価値税は経済的に中
立だと言つておられる点であります
が、取引高税でございまして、一貫作
業をやつておる場合と、一貫作業で
なくしていろいろ下請に出している場
合と、非常にその税の大家消費者に転
嫁された場合における負担が違つて来
る。その結果非常に取引高税は、理論
的には企業の縦断的な傾向を生ずると
いうような非難があるわけございま
す。附加価値税はそういうことがなく
なつて、一貫作業をやりますと、そ
ういふ場合におきましては、その企業で
生れた附加価値が非常に多くなる。非
常に初めからしまいで多くの仕事を
やつておる。従ひまして労働者の支払
い賃金の総額も多くなる。もちろん純
益もそれだけ多くなるということであ
ります。それに反しまして下請等に出
しますと、下請工賃を差引きますか
ら、それだけ附加価値が少なくなる。
それだけ事業に対しては少ない税がか
かつて行く。しかし下請になります
と、下請段階で附加価値税がそれな
りかかつて来ますから、同一の商品に對
する一貫作業の場合とはほぼ同じにな
る。結局附加価値税としてかかるとこ
ろの負担が、いずれの事業形態の場合
であらうと、負担としては同じでござ
います。それがむしろ税としては、か
りに転嫁されると考えた場合において
もいいのだ。かりに事業者の負担だと
考えた場合におきまして、一貫作業
として相当大きな事業の分量をやる場
合と、下請に出す場合と違つた附加価

値になるのがあたりませんでした。むしろそ
の方が収益的なものとしても当然で
ある、こういう考え方であります。ま
して、その点がまさに取引高税よりも附加価
値税の方がいい。逆にまた底益課税と
しての地方の収益税として考えまして
も、取引高税よりもむしろ附加価値税
の方がいいだらうというふうな点に、
一つの問題があるかと思ひます。

○小山委員 そのお考えは税を取
る立場、あるいは予算として税収を幾ら
取るかという立場から言つて、なるは
どその通りなのであります。附加価値
税は転嫁できない場合が相当多いであ
る。ことに貿易の場合にはその附加
価値税相当額のものがかつと加わつ
ただけでも、輸出貿易がとまつて来は
しないかというふうな限界点に來てい
る産業が、相当ありはしないかとい
うことを聞きました場合に、一貫作業を
してはいるかといふことはそれだけコスト
を安くしておるわけでありまして、そ
の一貫作業をしてコストのぎりぎりま
で来ているにもかかわらず、他の一貫
作業をしない産業との間の税の負担の
不公平といふことが、この附加価値税
の取り方の中に現れて来はしないか
といふことが心配なのであります。

○平田政府委員 一貫作業をしておる
場合におきましては、私の知つておる
限りにおいては、いろいろ請負等に出
しておる場合よりもコストは低くし得
るのが普通じやなからうか。そう考え
ますとむしろ御議論の点はいかがかと
思ひます。一貫作業をしてない場合に
おいてはそれなりの段階におきまして
附加価値税がかかるのであります。一
貫作業をしておる場合には、その企業
一本にかかつて来るといふことになる

のであります。しかも今お話のよう
な附加価値税の場合は、概して相当合理
化をはかつておるような企業が多いと
思ひますから、そういう場合に附加価
値税としてかかるというところは、取引
高税の場合に比べてかえつて附加
価値税の方が合理的ではないかと思
ひます。

○北澤委員 もう少し研究しましてこ
の問題を……

○島村委員長代理 午前中はこの程度
にして、昼食のため休憩いたします。
午後は本会議との関係もございま
す、こちらの法案の閣議上、二時から
開会することいたしますから、さよ
う御承知を願ひます。

午後三時十五分開議
○川野委員長 午前中に引き続き議を開
きます。

税法六案に対して質疑を続行いたし
ます。北沢直吉君。

○北澤委員 大臣がおいでになりませ
んの、大きな問題は留保いたしまし
て、その他の問題につきまして主税局
長に質問いたします。

第一点は、今度の税制改正法案によ
りますと、異議の処理方法を改正いた
しまして、新たに国税庁及び国税局に
専門の協議団を設置するということに
なつておるものであります。これは一
体全国のどういふ場所に、また何人
の人間を置かれるおつもりであり
ますか、お伺ひをいたしたいと思ひ
ます。

○平田政府委員 協議団の組織につ
きましては、大蔵省設置法の改正案を後
日提案いたしまして、詳しく御協議を

願うつもりであります。現在のところ
といたしましては、さしあたりはあま
りたくさん置かないで、状況によりま
して漸次ふやすという方がいいのじ
やないかというふうに考えておりま
す。協議団は国税庁に設置する協議
と、国税局に設置する協議と二つ置
くわけでありましたが、国税局に置く協
議団は全国に相当多数置く見込みであ
ります。少くとも一県に一箇所の派出
所を設けておく。しかし大都市におき
ましては、とうていそれでは間に合
いませんので、相当多数置く。今の一つ
の案では、全国に大体七十箇所置くよ
うにしたかどうかというのが一案であ
りますが、なおそれではたして十分間
に合うかどうか、目下研究中であるの
でございます。

○北澤委員 シヤウブ博士の勧告によ
りますと、租税に関する問題を最終的
に決定するために、特別の裁判所を設
けるといふような案があつたのであり
ます。今度の税制改革の案におきまし
ては、そういうものはないようであり
ますが、政府としてはシヤウブ勧告の
案を採用しない、こういう意見であり
ますか。

○平田政府委員 租税に関する裁判所
につきましては、現在大体地方裁判所
の民事部がこれを取扱つております。
従来古くからのケースにつきまして
は、暫定的に東京の高等裁判所が取扱
うことになっておりますが、最近にお
ける新しいケースを集めて、それら
各地方裁判所の民事裁判で取扱うこと
になっております。多くのところを開
いてみますと、件数の多いところにお
きましては、民事部で適当な部を設け
まして、そこで審査し裁判をつけるよ

うな例を聞いております。この際、す
ぐら独立せしめて設けまして、特別な組
織で行うかどうかにつきましては、法
務庁当局においても研究いたしてあり
ます。最高裁判所におきましては、さ
やうな点について御検討願つておる
ようでありましたが、さしあたりとし
ては、まずそこまでの必要はないじやあ
るまいか。将来状況の推移を見まして、
さやうな点につきましても、適当な解
決を下すようにしたかどうかであらうか
ということに相なつておる次第であり
ます。

○北澤委員 次に御尋ねいたしたいの
は、進駐軍に接収されておる倉庫とか
いろ／＼な設備があるものであります
が、今度の税制改革によりまして、た
とえば資産の再評価をする、あるいは
固定資産税をかけるというやうな場合
に、こういう接収財産の評価、あるいは
固定資産税をかける場合の課税標準
と云いますか、これをきめる場合一体
どういふふうになりますか。

○平田政府委員 固定資産税につきま
しては、前回は申し上げましたように、
この税金は当然それ／＼地代、家賃の
中から払うわけでありましたが、地代、
家賃につきまして一定の公定価格な
り、あるいは接収家賃につきましては
大体公定価格に基きまして、公定価格
に準じた料金を支払うことになつてお
りますが、かやうな料金につきまして
は、今度の固定資産税の改正に伴いま
して、負担のふえる部分は当然増額せ
しむべきものだと思つております。た
しか本年度の予算におきましても、そ
の点はある程度増額して計上してある
と考えておるのであります。地代、家

賃の統制令等も少くとも固定資産税の
分は当然改訂になることになつてあり
ます。この点に関する限りは、関係官
庁の意見もすでに一致いたしてありま
す。なお再評価の分に伴ひまして、どの
程度地代、家賃を引上げるかという問
題につきましては、目下物価庁方面に
おきましていろいろ検討いたしてあり
ます。これは私もさしあたりしては、
それ／＼料金算定の基礎になつてあり
ます。各種の原価の内容につきましま
して、あくまでも合理化をはかる前提で
計算をいたしまして、なおかつ現在の
公定価格、公定料金とでまかなえない
場合におきましては、時期は相当慎重
に考慮する必要があるかもしれませ
んが、またその程度につきましても一
般に改訂するといふわけに参らぬ場
合も出て来ると思つて、一般物価
に及ぼす影響等を考慮いたしまして、
極力再評価後における減価償却が可能
なやうな公定価格なり料金にするの
が、理論的にやないかと考えてありま
す。ただ最後の点につきましては、目
下なお研究中でありまして、さやうな
方向で今研究しているといふことを申
し上げておく次第でございます。

○北澤委員 次に相続税の問題につ
いてお伺いしたいのですが、例の政党に
対する献金については、一体税額は何
うかということをお伺いしたいのであ
ります。

○平田政府委員 相続税法も日本政府
におきましては確定案を得まして、目
下総司令部の承認を得つたある次第で
あります。それによりまして、政党内
の献金に對しましては、原則として
まして相続税を課さないという考であ

あります。これはやはり一種の公益を
目的とする団体と考へるわけでありま
して、その意味におきまして政党が個
人から献金を受けた場合にはかからな
いことになるのであります。さらに政
党から党員が選挙資金等をもちらう場
合におきましては、政治資金規正法に基
きまして、合法的に得る分につきまし
ては、これも相続税を課税しないこと
にいたしておるわけでありまして。

○北澤委員 従来は政党に対する献金
についても税がかかつておつたので
す。それで実際上は政党に献金があつ
た場合に届け出たいという気持があり
まして、届け出ますと相続税をたく
さんといふので、やみからやみに献金
が行われて、そこに政治の腐敗とい
うものがあつたのであります。た
だいまの局長のお話で、さういふものは課
税しないといふことになりましたれば、
政党献金にからまるこれまでのやうな
悪い面もなくなると思つて、非常
に喜ばしい次第であります。

次に伺いたいのは、いろ／＼の調査
に對する費用、調査のために寄附する
金であります。イギリスなどの例を見
ますと、調査の目的のために寄附する
やうな場合は免税といふことになつて
おります。従いましてたとえ各方面
の調査のための費用が、非常によく調
達されておるといふことであります
が、今度の日本の相続税法におきま
しては、こういう調査のために寄附す
るときには、一体税をかけるのかどう
か。

○平田政府委員 なおいま一点政党に
関連した寄付金といたしまして、選挙
の候補者が政治資金規正法に基きま
して、適正に政治資金として届け出ま

した寄付金につきましては、個人から寄
付を仰ぐ限りにおきましては、やはり
同じく非課税にする規定を設けるつも
りであります。但し今申しましたのは
いづれも個人からの贈与、寄付でござ
います。法人からの贈与は税法の建
前を全面的に異にしておるのでござ
います。個人からの贈与または寄付は、す
べて今までの相続税及び贈与税、今回
の新しい贈与税の課税の対象になるわ
けでございますが、法人からの寄付な
りあるいは贈与は、原則として所
得と見て課税する建前にいたしてあり
ます。その点税法の立て方が根本的に
違つておりますことを、御承置願
いたいと思つております。

なお今後後にお話のありました調査
費用でございますが、公益法人の公益
事業に對する寄付金は、今度は相続税
を全面的に課税しないことになつて
おるのでございます。従いまして政党
の場合におきましても、政党が本来の
政治活動を行いまするいろ／＼な調査
のための寄付金でありますれば、やは
り当然公益目的のためにその金を使う
といふ解釈を下すべきものと考へま
すから、さういふ種類の寄付金も当然非
課税にすべきものじやないかと考へて
おります。ただ民間の普通の調査機
関で、はたして公益事業と見るべきか
いなか疑問のものが相当あるかもしれ
ませんが、さういふところまでは免税と
いうわけには参らないのじやなかろう
かと考へられておるのであります。た
とえば学校だとか国だとか、さうい
うところに対する寄付金は、先ほど申
しましたやうに、これも個人の寄付金で
あります限りにおきましては、全額免
税することになつたつもりでございます。

○

○北澤委員 次にお伺いしたい点は、去年の八月一日の司令部の覚書で、日本人の技術者が海外に渡航できるようになった。その目的は覚書にもありません。結局日本の技術者が海外に

す。そういう点にかんがみまして、外
 国へ招聘された日本技術者の日本にお
 ける所得税につきましては、何らかの
 軽減措置を講ずる必要があると思つ
 ますが、これにつきまして政府の御意
 見を承りたい。

出まして日本の技術を教えて、そして日本の機械類などの製品の輸出を促進するというのが、大きな目的のようであります。この間も予算委員会では通産大臣に質問したのですが、最近インド方面から日本の技術者の招聘が大分ありまして、通産省などにおきまして、日本の機械などを單方に輸出

○平田政府委員　今お話の問題は、技術者が日本から外国に住所を移したか、かどうか、それによつて税法の解釈が違つて来るのではなからうかと思ひます。相当長期に外国に参りまして、そこに住所を移して、向うで一定の仕事をする場合におきましては、これは當然日本から住所を移しまして、住所は

る、残りの部分は外貨で日本に送金される、これは連合国最高司令部の商業勅定に入る。そうしてこれを円にかえて、留守家族の扶養に充てることになつておりますが、この技術者は家族とともに行つてはいかぬ、単身で行け、こういうことになつております。そうしますと實際問題としては、住所が日本にあることになるのではないかと思ひます。従つて所得税全部がかかつて来る、こういうふうになると思ふのですが、どの程度の期間ならば住所が一体外国に移せるものか、その辺何かお考えがありましたらお伺いしたい。

たということを認定するのは困難な場合が多いのじやないかと思ひますが、しかしその期間が相当長期で、しかも向うできちつとした一定の仕事を持つて、その間研究して来るというところでありますれば、これは住所が移転したという解釈もできるかと思ひます。なおその辺の具体的なことは取調べまして御返事いたしたいと思ひます。

○北委議員 今度の税制改革におきまして、貸倒れ準備金の制度によりまして、これを損金に算入することになつております。貸倒れ準備金というのは

まして残高の一定歩合と、二つの制限度末の利益の一定歩合と、当該事業年度の未分の利益の一定歩合と、三つの制限を設けるつもりでございますが、その制限の範囲内においてでございますれば、損金に認めるつもりでございます。今お話の点はもう少し具体的にやつてみなければわからないのでありますが、倉庫会社におきましては、未収金といいますか売掛金に類する債権でございますれば、その債権に對しまして一定の額だけは、貸倒れ準備金として損失に認めるつもりでおるのであります。

するためにも、日本の技術者を兩方にやつて機械の使い方を教える、こういうふうな見地から司令部の方でも、日本の技術者の海外渡航については全面的にこれを支持しておる。こういうやう

海外にあるということになりますから、この際における所得税法の適用はないということに相なるかと思ひます。この反面、一時出張等によりまして出かける、あるいは短期間滞在して勉

○平田政府委員 実際問題として判断の困難な場合が相当あるかと思ひますから、具体的に申し上げるのはなほよく調べた上で御返事いたしたいと思ひますが、大体日本に住所がないとい

主として銀行等の場合と想います。たとへば倉庫の場合を見ますと、いわゆる弁償準備金というのがある。というのは倉庫業者あるいは運送業者におきましては、運送あるいは保管の途中において、いふものの物が紛失する。よ

は、倉庫会社もしくは運送会社が損害賠償を支払う。物品が運送中、保管中において損害を受けたからこれを支払う。こういう場合は非常に多いのである。

地方税を含めてのことだろうと思いますが、直接税が五四・五%、間接税が四四%となっております。こういうわけだんく」と直接税中心主義に向つ

現在、日本の日本におきまして、そう急激に進んでおると思つております。直接税を中心主義をとつて、いかといふことにつきましたは、私疑問を持つておるのであります。と申しますのは、アメリカ、イギリスの比率を見ますと、アメリカ合衆国の中央税だけの比率を見ますと直接税が一・八%。間接税が一四・九%、イギリスの国税だけを見ますれば直接税が五六%、間接税が四一・二%となつておりますが、イギリスやアメリカは御承知のように日本

に比べて、資本主義がずつと早くから
 發達しておる。従つて法人企業とい
 うものは非常に進んでおるわけであ
 ります。法人所得が非常に多い。ア
 メリカでも同じ所得税でも法人の
 所得税と個人の所得税を比べてみ
 ますと、大蔵省からいいただいた
 表によりまして、一九四九年にお
 きましては個人所得税が百九十一
 億三千五百万ドル、法人所得税が
 百二十二億五千二百万ドルで、法
 人所得税は個人所得税に比べて三
 割方少いという程度であります。

ところが日本の場合を見ますと、二十五年度の歳入表を見ますと、個人所得税が二千四百八十六億八千三百万円、法人税が三百八十六億というわけであり、個人所得税の収入は、個人所得税に比べてまして個人所得税の六分の一である。こういうわけでありまして、日本における法人の所得と英米における法人の所得というものは非常に違う。英米においては非常に多いのであります。そういうわけでありまして、革

米におきましては直接税は相当多く取れるわけでありますが、こういうように法人所得の少ない日本において、急激に直接税中心主義を採用していいものか、非常に疑問を持つておるのであります。その点について伺いました。

○平田政府委員 直接税と間接税の比率に關しましては、いろいろ議論があらうと存じますが、今回の税制改正におきましては、取引高税とか織物消費税、通行税、それから物品税の一部等につきましては、相当廃止または軽減をはかつたのであります。つまりシヤウブ勧告によります税制の建て方としましては、大衆課税的な性質の多い間接税は、廃止または軽減するといふ方針になつておりました。さういふ考へ方でも立案いたしておるのでございまして、ただ一面におきましては、酒の数量が相当増加いたしましたし、タバコの消費が何と申しましても相当多額に上つておるといつたようなところからいたしまして、酒とタバコだけでそれ〃〃二百億及び千三百億という巨額な収入をあげておりますので、間接税がなお相当多くの部分を占めております。今御指摘になりました比率は、地方税を入れない比率でございまして、地方税を入れますと、さらにもう少し直接税の比率が多くなるようであります。すなわち大体五六七程度の直接税でありまして、間接税が三七七、その他が七〇になるかと思ひます。しかし附加価値税は一応その他で計算しておりますので、これを直接税に入れますとさらにふえまして、六〇〇前後が直接税に入るといふことに相なつております。これは今申しましたよう

に、大衆課税の間接税は極力なくしますが、酒タバコの間接税が相当多くを占めて来たといふことが大きな原因でありまして、税制自体の表面から見ますと、実はこの表の示すものよりもさらに一層間接税が減りまして、直接税が多くなるわけでありまして、比率として申し上げますと、改正前に比べまして、それは直接税は増加いたしておりません。むしろ二十四年度に比べまして、若干直接税の方が減つております。これは所得税等におきまして、五百億程度の減税を行つたからでございまして、さういふ状況でございまして、日本も戦前におきましては、これに對しまして直接税は五〇〇以下でございまして、大体四五五〇を占めていたものでございまして、間接税がむしろ多くて五〇〇前後を占めていたものでございまして、戦争を通じて、直接税について相当増税をし、また戦争中は法人の事業所得が多くなつて、法人税が相当入つて来ましたために、直接税がふえて来たのであります。それが戦後は逆転しまして、今申しますような事情によつてまた間接税が増加して来たといふのが現状であらうかと思ひます。外国の場合と比較しますと、アメリカは非常に直接税中心主義でありまして、御承知の通り八〇〇以上も直接税でまかなつております。イギリスも昔からあまりかわりませんが、やはり直接税中心主義であります。これに反しドイツ、フランス等の大陸諸國におきましては、むしろ日本と同じように直接税の方が少いのであります。ことにフランスドイツにおきましては、その他に属する売上げ課税が相当多く占めておりまして、ドイツでも二〇〇前

後売上げ税が占めております。フランスにおきましては取引高税、生産税等の流通課税が約三〇〇以上も占めておるような状態でございます。直接税の比率は比較的少くなつております。しかし税収入にいたしましては、シヤウブ勧告は特にその点強調いたしておるものであります。従つてやはり直接税の方が理論上よい。従つてやはり理論上よい税金をまともに徴収しまして、それによつてはもとよりデモクラシーの原則に即応する政治をやるのがよいのだ。これは負担力の点からはもちろんのこと、あらゆる見地からしましてその方がよいといふ意見のようであります。従ひまして今回の改正案も大体そのような傾向を持つておるのでございまして、考え方として、最近だけの現方に依存した方が相当よいのではないかと申す方もございまして、たゞだ説明しておりますように、税制はたび〃〃改正するのはどうも感心しないのでございまして、なるべく一旦改正しました税制は、その情勢が著しく変化がない限り、ストラクチュアはあまりかえない方がよいといふ前提に立つておりますので、やはり直接税を中心とした税制といふことに結論がなつたものでございまして、さういふ状態から考えますと、日本の税制はむしろドイツ、フランス、イタリア等の大陸の國よりも、さらに一歩進んだ米英のシステムに近いものになつたといふことができるのではないかと考へるのであります。御指摘の、法人の業績がもう少し振ひまして、この方の税金が相当ノーマルな状態に歸つて来ますれば、もつと直接税

の比率が多くなつて来るような税制になつております。そういう点から申しますと、相当理想を追つた課税制度といふことは確かだと考へるのであります。最近は大きな法人が、実際の仕事のボリウムに對しまして利益が少い。資本金もまだ再評価しない昔のままの資本金でございまして、増加はしてあります。固定資産の実質から申しますとまだ少い。従つて利益も相対的にまだ少いものになつております。これが法人の税金の多くない最大の原因だと考へますが、私はおそらく今後経済が徐々に平常化し、発展するに伴ひまして、法人の税金といふものは相當急激にふえて来るのではないかと、またふえて来るようであれば、ほんとうの経済の発展は期せられない、かように考へておるのであります。そういうことになつて、さらに一層直接税が多くなつて来るような税制になつております。そういう税制を案はして作成して提案してあるような次第であります。

○北澤委員 お話のように、税制の理想から申しますと、大衆課税である間接税を避けて、直接税にした方がよいといふことはその通りであります。しかしながら日本の実情から申しまして、特に終戦以来の日本の実情から申しますと、残念ながら国民の道徳が非常に頹廢しておる。従ひましてせつかくアメリカ式の申告納税主義をとりましても、なかなかまじめに申告しない。またアメリカ人やイギリス人に比べておる点が相当多い。従ひまして税金はなるべく免れた方がよろしいといふうふうな空気が非常に多いのであります。そういう國柄あるいはこういう國民性の國において、英米流の直接税中心主義をとるといふことに行つてよいかどうか、私は疑問を持つておるのであります。これはだんだん〃〃と日本の経済も安定し、國民の道徳心も高まり、國民の公徳心も高まつて、ほんとうに國家の税金を進んで負担するといふことになつて来れば、もちろん米英流の直接税中心主義でよいと思ふのであります。何分にも日本の國民性、特に終戦以来の道義の頹廢した日本におきまして、さういふうふうな直接税中心主義をそのまま急にとるといふことにつきましては、私は疑問を持つておるわけでありまして、政府のお考えもわかりましたから、この点に關する質疑はこれで打ち切ります。

もう一つ伺いたいのは、やはり直接税中心主義であります。國の状態がインフレの場合と、デフレの場合と、この二つの場合において一体直接税中心主義をどうするか。インフレの場合には、御承知のように通貨の下落によつて、國民大衆は税金をとられるのと同じような状態でありまして、私はインフレの時代には直接税中心主義もよいと思ふのでありますが、デフレになつて、國の経済が不況になるといふうふうな状態になりますと、多少そこに手心を加えて、やはりある程度間接税といふものを用いる必要があるのではないかと。インフレの場合とデフレの場合について、直接税中心主義をとるにつきては、手心を加える必要があるのではないかと考へますが、この点に關する御所見を承りたい。

○平田政府委員 なお先ほどの説明に若干つけ加えておきたいと思ひます

が、税制の理論から申しますと、やはり直接税の方がよいというものの疑問の余地のないことは、お話の通りでございます。そういたしまして今の日本の実情から申しますと、たとえば申告所得税等はたしかに徴収成績が非常に困難をきわめておりまして、納税者も納めにくいし、政府の方もなか／＼適正な徴収に手を焼いておるといふのが現状であります。しからばこれを捨てて何かほかの方法によるかといふことになりまして、やはりそれではいけないのじやないか。どうせ戦後におきましてはいろいろ条件が悪くなつておりますが、しかし向うべき方向はやはり民主主義の原則に従ひまして、正しい財政なり、正しい政治を運用して行くといふことにあるといひます。それば、やはり税制の面におきまして、そういうことに即する税制を打立てて行くか、税制を通じてあるいは税制自体の中におきまして、正しい理想的な方向に向つて進んで努力して行くといふのが、行くべき方法じやなかろうかといふのが、シャウ博士の強い見解のようでございます。それは決して不可能の道ではなくて、相当お互いにくんどろではあり、あるいは過渡的に困難であり、トラブルもあるだらうが、努力次第では十分できるのではなからうか、またそういうことにならなければ、ほんとうに健全なる民主主義に基づく財政及び政治の運用はできないのじやなかろうか、こういう考え方のようでございます。ことに市町村等におきましては、特にそのことが強調せられておりまして、市町村はほとんど固定資産税を、新しい住民税で九〇％以上まかなうことに相なるのであります。

これは納税者からまともに納めてもらふ税でありまして、そのことによつていろいろ税自体に對してしましても文句がございまして、こういうことを通じて市町村税等に對してしましても、住民が非常に強い関心と批判が生れて来る。それによつて初めて市町村税等も民主主義の原則に適合して非常によいものになる。それに合格しなかつたらほんとうによい政治はできない。こういう考え方が大分あるようでございます。これは私どもも理想といひましては、まさにその通りでございますので、方向としましてはこういう方向に向ふことにいたしましたのでございます。

それからいま一つの論点でございますが、インフレの場合は直接税がよくて、デフレの場合は直接税だけでは十分ではないかといふ御議論でございますが、この点に關しまして、実はこれは私政府の考えといふのではあります。最近の有力な考え方は、インフレの際には税の収入がふえまして、インフレをチェックするといふ作用を営む。財政におきましては税の収入がふえ、剰余金を生じて、国債等は返すといふような租税制度が理想的である。そうなりますと、相当インフレを抑えるという力がありますから、そういうような税制がよい。その点から行きますと、ことに累進所得税が一番よいといふ考え方のようでございます。累進税率であります、所得がたとへば一割ふえますと税収入は一割五分ふえる。所得が二割ふえますと、税収入は三割ふえるといふような関係になるのでございます。そういうような状態でございますから、やはり累進所得税がよいのではないか。その反對

にデフレの場合におきましては、これは一つの相当進んだ考え方だと思ひますが、むしろ相当はげしいデフレになりそうな場合、あるいはなつた場合におきましては、税収入は相当減つてもよいのではないかと考え方のようであります。そうしまして場合にによりましては、国庫は赤字を出しまして、必要な公共事業等を行ひまして、それによつて投資を促進し、購買力を増加して、景気の回復をはかり、デフレからの回復をはかる、そういう財政政策がよいのではないかと、こういう有力な学説がございまして、そういう説に従ひますと、累進所得税の場合、所得税が二割減りますと税収入が三割も四割も減るという関係になりますし、また実際の納税者の負担から行きますと、デフレで所得が減つた場合におきましては、税率は所得が減つた以上に税の負担が減ることになりますれば、かえつていいのではないかと、こういう見方があるのではないかと、そういう点から行きますと、やつぱり個人所得税、ことに累進所得税を中心に考えた方がよいのではないかと、有力な説でございます。しかしこの辺につきましては在来の常道論から申しますと、デフレがあつて、国庫財政が非常に収入が少くなるという点から申しますと、あるいは直接税よりも間接税の方がいいのだといふことも言ひ得るかと思ひますが、この辺のところにつきましては、いろいろ今後検討に値する問題があるかと思ひます。一説を御紹介しておきます。

○北澤委員 お話のように、理想としてはどこまでも直接税中心主義で行かなければならぬのでありますが、日本の実情、日本の国民性、日本の歴史的伝統といふものから考えますと、やはり漸進的に時を待つてやつた方がいいといふことを申し上げただけであります。あとは大臣に対する質問は留保いたしまして、私の質問は打切ります。

○河田委員 この前委員会が始まりまして、十種類ばかり資料の要求をしてあります。国税庁関係が多いのでありますが、できるだけ早くお願いいたします。

○川野委員長 承知いたしました。

明日は大蔵大臣、農林大臣も出席されることになつております。さらに総理大臣もあるいは出席されるかとも存じますので、ぜひ定刻に御出席をお願いいたします。

それでは今日はこれにて散会いたします。

午後四時七分散会

第七回国会衆議院 大蔵委員会議録第十七号中正誤

頁 段 行 誤

二 五 四 別表中

衆議院及び参議院の事務総長	三〇、四	衆議院及び参議院の事務総長	三〇、四
衆議院及び参議院の事務次長	三〇、四	衆議院及び参議院の事務次長	三〇、四
衆議院及び参議院の事務管理委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務管理委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四
衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四	衆議院及び参議院の事務調査委員	三〇、四

昭和二十五年三月三十一日印刷

昭和二十五年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所